

内子町避難所運営マニュアル

平成27年3月修正

内 子 町

この避難所の連絡先

避難所名	電話番号	FAX
所在地		
【住所】		
備考 【施設管理者】 避難所周辺の地図や写真		

目 次

はじめに ～ 避難所運営マニュアルについて ～	1
1章 避難所の状況想定	2
2章 避難所における基本的事項	3
1 避難所の開設	3
2 避難所運営組織の立ち上げ	4
3 居住グループの編成	4
4 部屋（区画）割り	4
5 避難者名簿の作成	5
3章 避難所の運営体系	6
1 避難所の運営主体	6
2 避難所運営委員会会議	6
3 運営役割分担	7
4章 避難所内の業務	9
1 総務班の業務	9
2 被災者管理班の業務	11
3 情報広報班の業務	14
4 食料物資班の業務	16
5 施設管理班の業務	19
6 保健衛生班の業務	20
7 要支援者班の業務	24
8 ボランティア班の業務	25
5章 空間配置・生活のルール	27
1 居住空間の管理	27
2 共有空間の管理	27
3 生活ルール	28
参考資料	30

はじめに ～ 避難所運営マニュアルについて ～

避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活の再建を始める防災拠点となります。適切な避難所の運営を行うためには、住民の方と町職員が協力し、住民のみなさん一人ひとりが「自助」「互助」の考え方にたって運営の流れと役割分担を十分に理解しておくことが重要です。

町職員と住民の皆様は本マニュアルを平時から目を通すようにし、災害時に適切な避難所運営ができるように準備してください。

ただし、本マニュアルに記載している事項は「絶対」ではありません。災害の状況に応じた臨機応変の対応も必要になりますし、地域の実情を反映させるため、修正した方がよい項目もあるかもしれません。平時における避難所運営訓練や地域での話し合いを通じて、本マニュアルに加筆修正すべき箇所はないか検討してみてください。

なお、本マニュアルは、発災や避難準備情報の伝達等によって避難所が開設された後、「住民の自治による避難所の運営」を念頭に構成しています。避難所の設置の決定や、町の行う避難準備情報、避難勧告・指示の伝達については、別マニュアルを参照してください。

1 章 避難所の状況想定

大規模災害発生時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。

時系列に沿った避難所の状況として、次のようなことが想定されます。

時 期	避難所の状況想定
【初動期】 災害発生直後 〳 48時間程度	◆ 避難者が殺到し、精神的にも不安定な状況。 ◆ 町の避難所担当職員や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者がカギを壊して施設内に入ることも予想される。 ◆ 避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な状況。 ◆ 余震による二次災害、火災の延焼拡大、危険物漏洩等のおそれにより避難者が混乱。 ◆ 食料や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生。 ◆ 各種情報の不足で、避難者の不安が拡大。 ◆ 避難行動要支援者の状況把握が困難な状況。 ◆ 安否確認の問い合わせが殺到。
【展開期】 発災後3日 〳 1週間程度	◆ 食料や物資はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な時期。 ◆ 避難者が落ち着きを見せ始める一方で、エコノミークラス症候群の発生等健康状態の悪化や衛生環境の悪化が予想される。 ◆ ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活用水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅の被災者から拡大。 ◆ 避難所間で、ボランティアの人数や物資等の格差が生じる場合が考えられる。
【安定期】 発災後1週間以降 〳 【収束期】 発災後1か月程度	◆ 被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる。 ◆ 避難者の退所が増え、避難所の運営体制の見直しが必要 ◆ 臨時開設や民間施設を利用した避難所については、統廃合についても検討が必要。 ◆ 避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ◆ 学校が避難所となっている場合、教職員が本来業務へシフトする。 ◆ 避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。

2 章 避難所における基本的事項

- 1 避難所の開設
- 2 避難所運営組織の立ち上げ
- 3 居住グループの編成
- 4 部屋（区画）割り
- 5 避難者名簿の作成

1 避難所の開設

大規模災害発生直後の混乱状態の中で避難所を開設するにあたり、以下について留意してください。

避難所の設置	● 避難所の設置は、町長が指示し、総務課が担当あるいは、災害対策本部設置後は救助部救助班（保健福祉課、住民課、税務課）が担当し、施設管理者はこれに協力します。 ● 町職員、施設管理者が共に不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織のリーダーなどが本マニュアルに基づき業務を実施します。
小中学校が避難所の場合	● 小中学校では、児童生徒を保護者に引き渡すまでの間、学校施設で保護することになっていますが、大規模災害の場合は、保護者も避難してくることが考えられます。このような場合、施設管理者（校長）は次の対応を行います。 □ 教職員を「避難所対応協力職員」と「児童生徒対応職員」とに分ける。 □ 町職員と協議し、児童生徒の待機場所を定め、児童生徒を移動させる。 □ 町職員と避難所対応協力職員は、避難者に対し児童生徒の待機場所以外の部屋を避難スペースとするよう誘導する。 □ 児童生徒対応職員は、待機している児童生徒の把握を行い、保護者への引き渡しに努める。 ● 夜間休日において、震度5以上の地震が発生した場合は、施設職員（教職員）はただちに避難所へ参集します。
避難所のカギの保管	● 夜間や休日に大規模災害が発生した場合は、カギを所有する町職員や施設管理者が被災し、避難所の開設がスムーズに行われないことも想定されます。このような場合に備えて、自主防災組織も学校施設のうち体育館のカギを保管しておきます。
避難所となる建物内の危険度判定	● 避難所となる建物については、倒壊等による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定を実施します。 ● それができない場合は、町職員と施設管理者が、チェックシートにより、目視による点検を行います。 ● 町職員、施設管理者が共に不在で、かつ、緊急の場合は、自主防災組織のリーダー等が行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使

	用します。 ● 一見して建物が倒壊しかかっている等、被災建築物応急危険度判定を実施しなくても避難所として使用することが不可能であることが明らかな場合は、町職員と施設管理者は、自主防災組織等の役員の協力を得て、避難者を近隣の避難所に誘導します。
避難所開設報告	● 町職員は、避難所開設後、ただちに町災害対策本部へ開設した旨を報告します。なお、その際、正確な避難者数や被害状況が不明であっても、その時点で把握できている情報を併せて報告します。

2 避難所運営組織の立ち上げ

避難所運営の意思決定機関として避難所運営委員会を設立します。

避難所運営委員会の設置	● 避難所の運営は避難者自身による自主運営を基本とします。 ● 避難者の要望や意見の調整、避難所生活ルール作り等の避難所運営を行うための意思決定機関として「避難所運営委員会」を設置します。（運営委員会の構成については3章1を参照）
-------------	--

3 居住グループの編成

避難所では、情報伝達の効率性や生活空間としての安心感の観点から、世帯を基本単位に居住グループを編成します。

居住グループのグループリーダーの目の生き届く範囲を考慮すると、1つの居住グループの構成人数はおよそ40名程度が適当です。

一人世帯が多い場合等は、世帯数に応じ細分化も検討します。

【グループ編成の留意点】

世帯の異なる家族・親せき等	● 世帯の異なる家族、親せきなども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。 ● 以前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作るよう努めます。
帰宅困難者、観光客等	● 帰宅困難者等、地域住民以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、交通機関などの復旧とともに避難所から退出すると考えられるため、地域の避難者とは分けて居住グループを編成します。

4 部屋（区画）割り

部屋（区画）割りのあたっては、以下について留意してください。

避難者の居住空間を確保	● 避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。 ● ただし、学校施設が避難所になっている場合は、教育活動の再開を考慮しながら設定します。また、校長室、事務室、職員室、保健室などは避難所
-------------	--

	運営上必要となるため、居住空間としては使用しません。
避難行動要支援者への配慮	● 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、難病患者等要配慮者を優先して室内に避難させます。 ● 和室や空調設備がある部屋がある場合、一般居住エリアと隔離した福祉避難室として設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。 ● 要配慮者の内、避難行動要支援者の状態に応じて、福祉避難所へ移送します。

5 避難者名簿の作成

避難所へ避難してきた人を対象とし、居住グループのグループリーダーが中心となり、世帯ごとに記入用紙を配布し、次の項目について記入してもらいます。

必要に応じて、安否が確認できない人や、別の避難所にいる家族なども、その他欄や別紙を利用して把握するよう努めます。

避難者名簿記入項目	① 世帯主の氏名（ふりがな） ② 性別 ③ 年齢 ④ 住所 ⑤ 緊急時の連絡先（例：親せき、知人、担当民生委員） ⑥ 家族構成、氏名、続柄（例：妻・子・父・母） ⑦ 特に申告しておく必要があると思われること（例：持病、かかりつけ医、必要薬、介護サービス利用状況、障害）
-----------	--

3章 避難所の運営体系

- 1 避難所の運営主体
- 2 避難所運営委員会会議
- 3 運営役割分担

1 避難所の運営主体

過去の災害の教訓から、避難所の運営は避難者自ら行う方がスムーズで立ち直りも早い傾向があるため、地域住民による自治を基本とします。町職員や施設職員、災害ボランティアは、避難所運営のサポート役となります。

避難所の運営組織は、「避難所運営委員会」と「各活動班」及び居住単位ごとの「居住グループ」で構成します。

2 避難所運営委員会会議

構成	☐ 委員長 ☐ 副委員長 ☐ 各活動班の班長 ☐ 各居住グループのグループリーダー
役割	避難所運営に必要な事項を協議決定
活動内容	主に次の活動行います。 ● 避難所内のルール の決定、変更とその徹底 ● 避難者の要望、意見の取りまとめ ● 町災害対策本部や関係機関との連絡調整

- 避難生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営委員会会議を開催します。
- 発災直後の会議の開催は、1日2回、朝食及び夕食後に開催します。
- 朝の会議は前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。
- 避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議を省略してもよいですが、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、問題点の有無を確認してください。
- 避難所運営委員会会議には、町職員、施設管理者も参加します。また、災害ボランティアが一定の役割を担っている場合は、オブザーバーとして参加してもらいます。

3 運営役割分担

避難所における役割分担は、避難者をいくつかに分けた「居住グループ」と避難所全体で行うべき業務をその種別で分けた「活動班」の2つに分類されます。

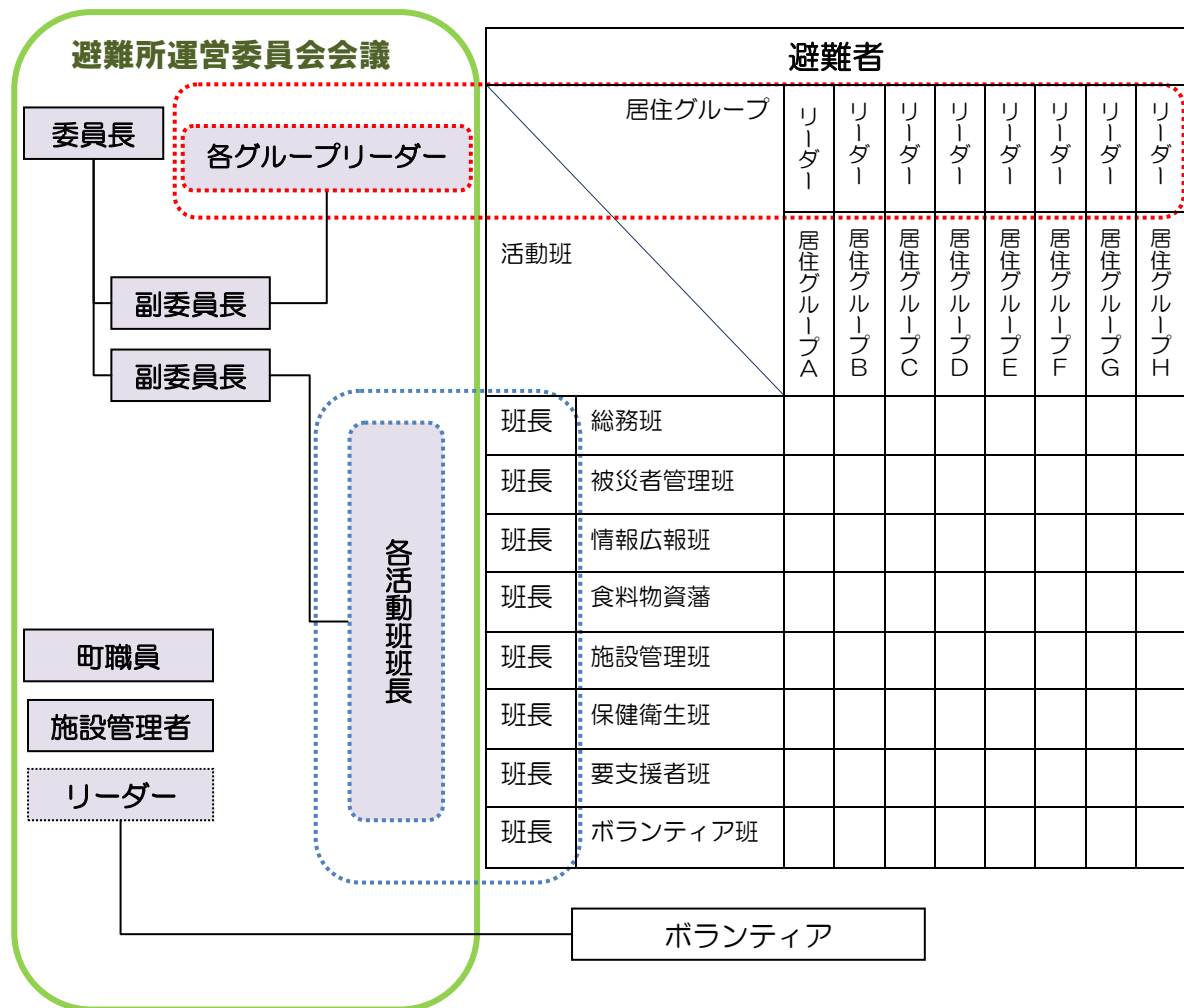
居住グループ

- 居住グループのグループリーダーは、グループ内の生活全般にわたる総合的な監督を行い、意見を取りまとめ、避難所運営委員会に提出します。
- また、グループリーダーは、グループリーダーを補佐するサブリーダー、各活動班員を選出します。
- 避難所全体の活動の中では、居住グループを単位として、トイレなど公共部分の清掃、炊き出しの実施、生活水の確保等を当番で行います。
- その他、避難所運営委員会で決定した当番作業などは、グループ単位で協力して行います。

活動班

- 避難所運営のため、下記の活動班を設置します。
- 避難所の規模や作業量によっては、これらの活動班の統合も検討します。
- 各活動班に班長と副班長を置き、各居住グループから選出された班員で構成します。（負担の公平性を図るため、高齢者・障害者・児童等の要配慮者を除くできるだけ多くの人がいずれかの班に所属するようにします。）
- 各活動班に必要な人数は、適宜、災害状況、避難状況、マンパワー等を勘案し、避難所運営委員会で協議決定又は変更します。

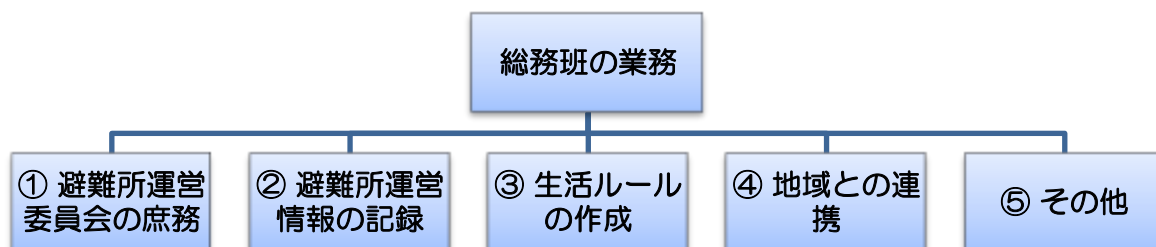
班名	活動内容
総務班	避難所運営委員会の庶務（事務局）、生活ルールの作成など調整全般
被災者管理班	避難者名簿の管理、取材への対応、配送物の取り次ぎなど
情報広報班	避難所内外情報収集、情報発信、情報伝達
食料物資班	食料、物資の調達、受入れ、管理、配給、炊き出し
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯
保健衛生班	衛生管理、トイレ、ごみ、風呂、清掃、ペット、医療、用水など
要支援者班	災害時に、要配慮者の中で特に支援を必要とする避難行動要支援者の支援
ボランティア班	災害ボランティアの受入れ・活動調整



4 章 避難所内の業務

- 1 総務班の業務
- 2 被災者管理班の業務
- 3 情報広報班の業務
- 4 食料物資班の業務
- 5 施設管理班の業務
- 6 保健衛生班の業務
- 7 要支援者班の業務
- 8 ボランティア班の業務

1 総務班の業務



① 避難所運営委員会の庶務（事務局）

避難所運営委員会会議の 段取り各種調整	● 避難所運営委員会の事務局として、会議の段取りや各種調整などを行います。
町災害対策本部との連絡 調整窓口	● 町災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり連絡調整事項を把握・整理します。
避難所状況報告書の作成	● 避難所状況報告書を作成し、毎日、午前・午後に町災害対策本部へ報告します。

- 連絡調整事項については、避難所運営委員会での決定を前提としますが、急を要する場合は、委員長や各活動班の班長で協議・決定し、後日避難所運営委員会へ報告するなど臨機応変に対応します。

② 避難所運営情報の記録

- 避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を正確に残します。

避難所運営情報の 記録内容	☐ 記載日時 ☐ 避難人数（世帯数） ☐ 連絡事項（各活動班） ☐ 避難者からの意見、要望（活動班別） ☐ 対処すべき事項
------------------	--

※これらの他にも、被害の状況の写真や生活の要旨を示す写真を残すようにします。

※パソコンなどを利用した電子データでの記録も、後々の整理を考えると有効です。

③ 生活ルールの作成

- 避難所運営委員会で決定された避難所生活において必要となる基本的な事項を取りまとめ、ルール化して避難者に周知します。

④ 地域との連携

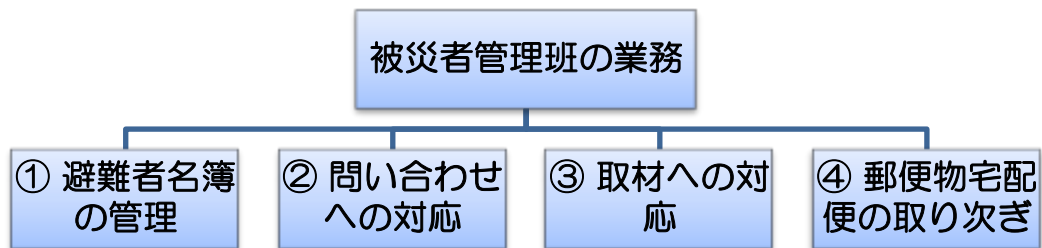
- 大規模な災害が発生し、電気・水道などライフラインが停止した場合、自宅が被害を免れた人々でも、食料や物資の調達ができない人がいる場合、自宅で生活する人々（在宅避難者）にも食料や物資を提供します。
- また、避難所から町災害対策本部へ食料や物資の必要量を報告する際には、在宅被災者の分も合わせて報告します。

⑤ その他

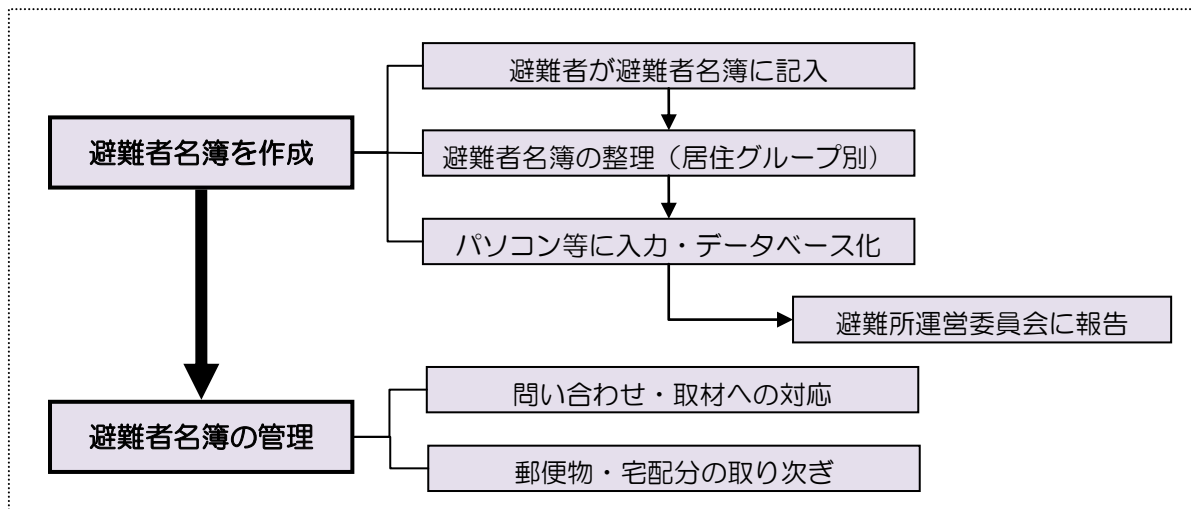
- 避難者に対してアンケート調査を行い、避難所の今後の見通しなどを検討する資料とします。

アンケート 調査項目例	☐ 自宅の被災状況 ☐ 今後の住宅確保の見通し ☐ 仮設住宅の応募状況
----------------	--

2 被災者管理班の業務



業務フロー



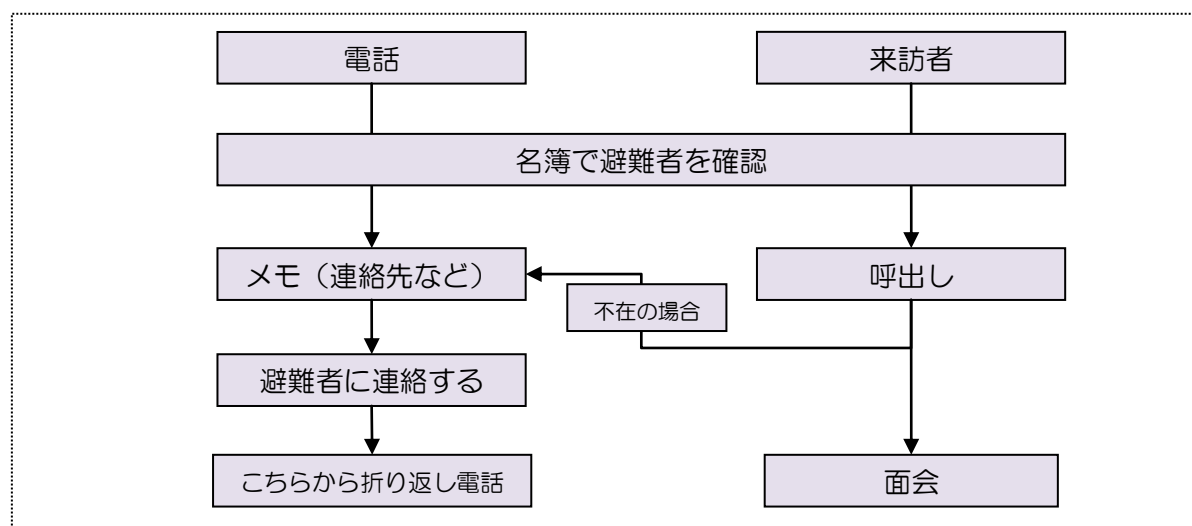
① 避難者名簿の管理

避難者名簿の整理	● 避難所名簿の作成は、安否確認や物資食料の配給に利用するなど、避難所を運営する上で最も重要な活動の一つです。できるだけ迅速に作成します。 ● 整理方法はパソコンなどに入力し、データベースとして管理すると、効率よく活用できます。 ● 作成した名簿は個人情報であり、取り扱いには十分注意します。 ● 被災者の状況（現在の状況・入所者人数・退所者数）を整理し、避難所運営委員会へ報告します。
入所者・退所者の管理	● 新たな入所者については、避難者名簿記入用紙に、入所日、住所、電話番号を記入してもらい、名簿に加えます。 ● 居住グループの考え方に留意しながら、居住空間の割り振りを行います。 ● 早く避難所の生活に慣れてもらうためにも、入所の際に避難所のルールを説明します。 ● 退所者については、当初記入してもらった避難者名簿記入用紙に、退所日、退所後の連絡先（住所、電話番号）を記入してもらい、避難者名簿として管理します。 ● 退所者の情報は、削除せずに避難所の記録として残しておきます。
外泊者の管理	● 外泊者の管理は物資や食料の配給などに必要となるため、各居住グループのグループリーダーは、外泊届を受理し、外泊者を把握します。

	● 外泊届には、氏名、外泊先住所、連絡先、外泊期間を記入してもらいます。
避難者名簿の公開	● 被災直後は安否確認に対応するため、避難者の同意を得て避難者名簿を掲示・公開します。 ● 掲示・公開する際は、個人情報保護の観点から、世帯の代表者の住所・氏名程度にとどめます。 ● 問い合わせ等が落ち着いたら掲示を取りやめ、個別に対応します。

② 問い合わせへの対応

安否確認への対応	● 発災直後は電話や来訪者から避難しているか否かの安否確認の問い合わせが殺到することが予想されます。作成した避難所名簿により、迅速に対応します。 ● なお、緊急の状況下においては、安否確認の問い合わせに回答することについて本人の同意は不要です。 ● 避難者には、NTT 災害用伝言ダイヤル 171 等の利用を促します。
電話での問い合わせへの対応	● 避難所にかかってくる電話は、直接避難者への取り次がないこととし、次の方法で避難者に伝言します。 ☐ 伝令要員を配置する。 ☐ 伝言ボックスを利用 ☐ 掲示板を利用 ☐ 障害のある人には、それぞれ対応した連絡方法をとる。
来客への対応	● 避難所の居住者以外は、原則として居住空間には立ち入り禁止とします。 ● 面会所を施設の入口近くに確保し、また、施設に余裕がある場合は部屋を用意するなどして対応します。



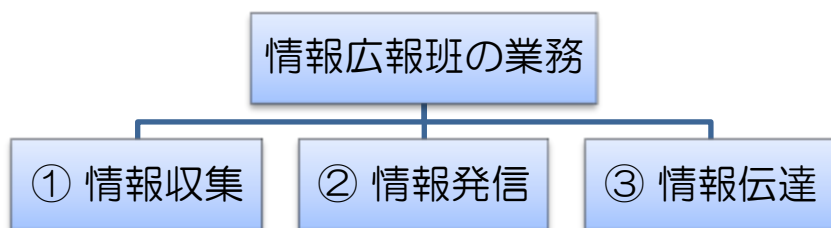
③ 取材への対応

- 取材を受けるかどうか、取材者に対してどのような対応をするかについては、避難所運営委員会で決定します。
- 取材及び調査に対しては、避難所の代表（委員長など）または被災者管理班の代表が対応します。
- 避難所で取材・調査などを行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、氏名・所属・連絡先、取材目的などを記入してもらいます。
- 許可を受けた取材者であることが容易に判別できるよう腕章等を交付します。
- 避難者への取材には、被災者管理班員が立ち会います。

④ 郵便物・宅配便の取り次ぎ

- 原則、郵便物や宅配便の受け取りも、来客と同じ取扱いとし、避難者を呼び出して入口付近で避難者へ直接手渡しとします。ただし、避難所運営委員会で容認した郵便局員、宅配業者は、避難所内への立ち入りを許可します。
- 避難所の規模によっては、受付で一括して受取り、居住グループごとに用意した伝言ボックスを利用するなど、避難所に見合った体制づくりをします。この場合は、郵便物等受取簿を作成するなど、紛失には十分注意します。

3 情報広報班の業務

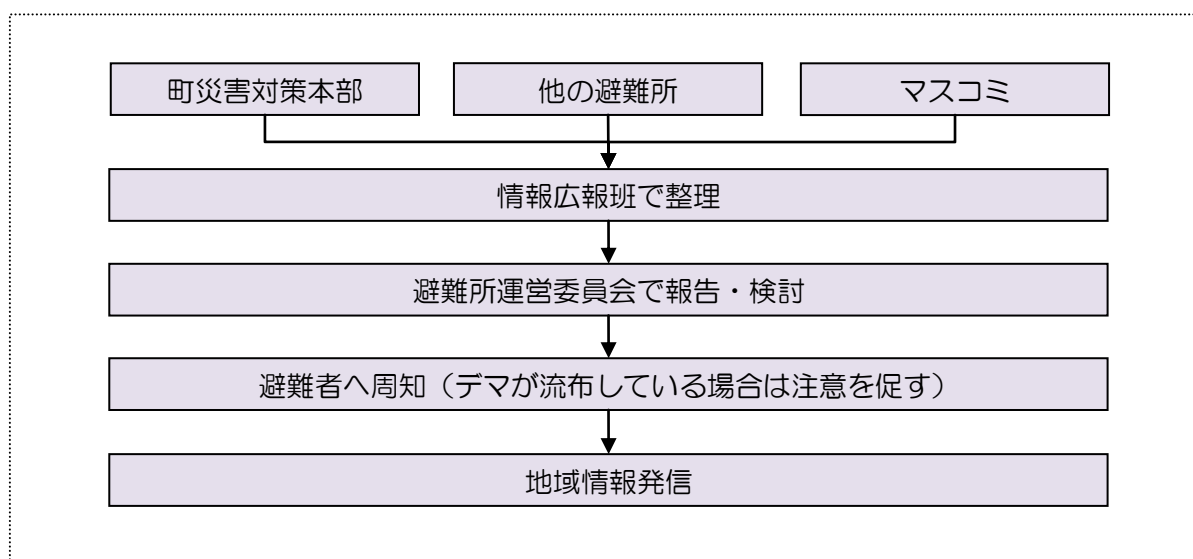


① 情報収集

- 災害時には通信手段が断たれ情報が錯綜することもあるため、被災者にとって重要な情報を収集します。まずは、町災害対策本部から、場合によっては各種機関へ直接連絡を取るなどして、積極的に情報を収集します。
- 個人で所有している使用可能な井戸の情報や、閉店している商店などの口コミ情報などを近隣の避難所と情報を交換します。情報を交換することで他地域の状況を把握することができます。
- ただし、いつ・どこで・だれが発した情報かを的確に把握し、集まった情報をわかりやすく整理します。
- 情報広報班班員は、避難所内での情報収集を町広報担当者等の職員と協力して行います。

② 情報発信

- 情報伝達を効率よく、信頼性を高めるためには、窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理します。避難所は地域の情報拠点となります。避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも見ることができる場所に「広報掲示板」を設置します。
- 情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず避難所内で掲示しているものと同じ情報を掲示します。



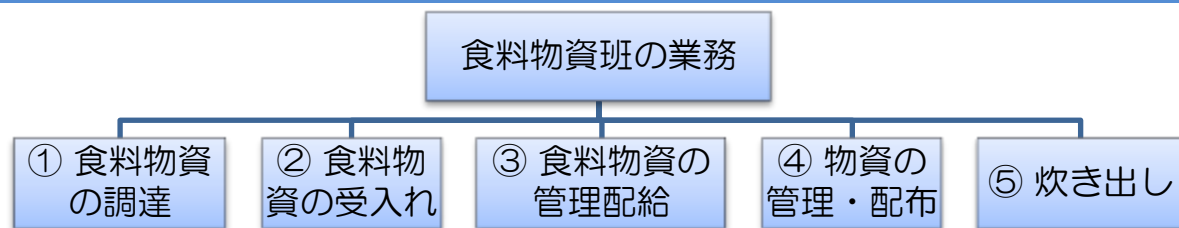
③ 情報伝達

- 避難所内での情報伝達は、緊急の場合は放送設備などを利用しますが、それ以外の場合は情報の伝達漏れ防止、正確な情報伝達を期すために、原則として文字情報（広報紙・張り紙など）を用います。

掲示板の設置場所	● 掲示板は、施設内の入口近くなど避難者全員が目につきやすい位置に設置します。
掲載情報（例）	☐ 最新情報（今日入った情報） ☐ 県・町からのお知らせ（り災証明書発行、被災者生活支援制度など） ☐ 生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など） ☐ 復興情報（求人、復興資金など） ☐ 使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報） ☐ 避難所ニュース（かわら版）など

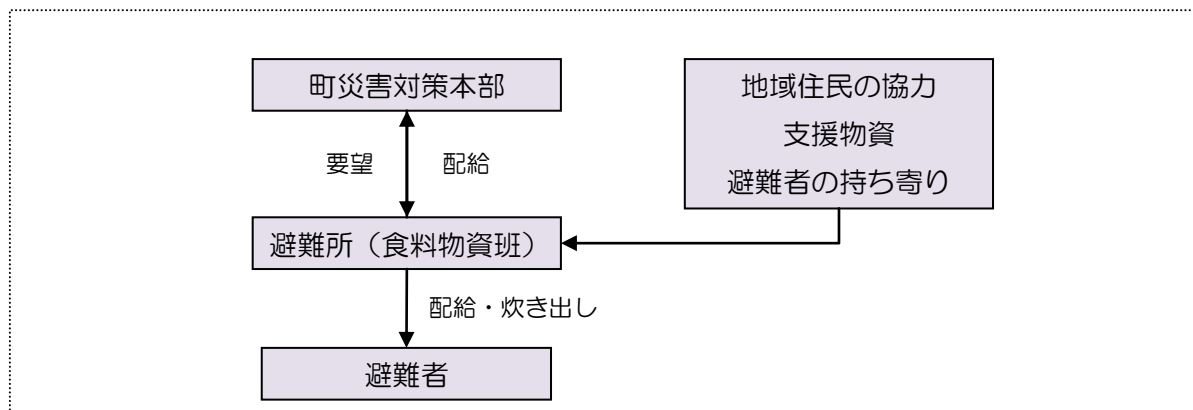
- 避難所の出入りの際に必ず掲示板を見ることをルール化するなど、情報の伝達漏れが起きないようにします。特に重要な情報については、避難所運営委員会でグループリーダーに連絡し、グループリーダーが居住グループの各避難者に伝達します。
- 視覚や聴覚に障害のある人や外国人など情報が伝わりにくい要配慮者に対しては、それぞれに対応した伝達手段を取ります。
- 掲示板に掲載する情報には、必ず掲載日時を記載し、いつ時点の情報であることを明確にしておきます。また、古い情報を削除するなど、最新の情報に更新するとともに、はがした張り紙も分類して保管しておきます。
- 掲示板への掲載は情報広報班の管理のもとに実施し、無秩序な掲載を避けます。
- 避難者個人あての伝言は、連絡用伝言ボックスを利用します。伝言ボックスは受付近くに居住グループ単位で設け、グループリーダーが受け取りに来る体制を作ります。伝言の内容は個人あての情報ですので、取り扱いに十分注意し、トラブルを防止します。

4 食料物資班の業務



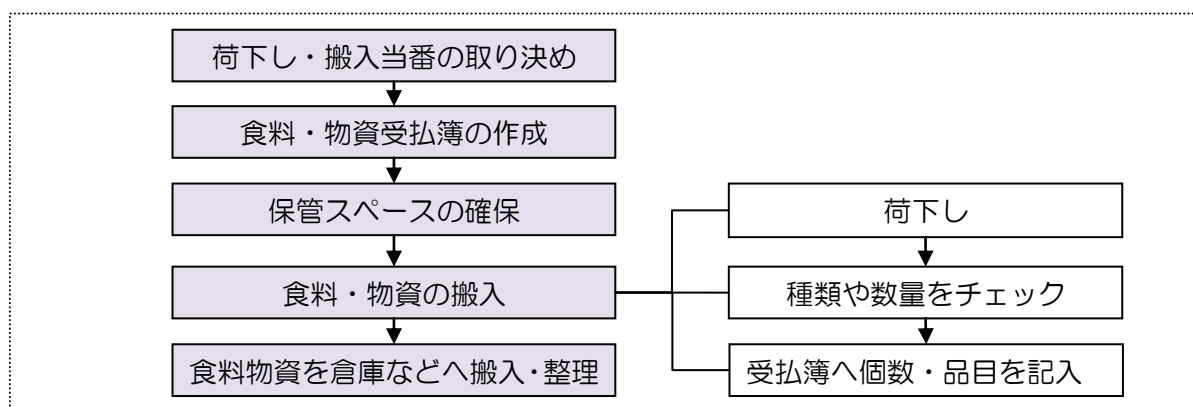
① 食料物資の調達

- まず、避難者数を把握したうえで、避難者のニーズに応じて、食料、物資の要請を行います。
- 大規模災害時には、調達までに時間がかかる可能性があるため、防災備蓄倉庫内の備蓄食料、物資の配給と並行して、避難者の概数を把握します。
- 避難者の概数を基にした必要となる量を町災害対策本部に要請します。
- なお、遅れて避難してくる避難者も予想されることから、今後の増加見込みについても報告します。
- また、高齢者等の要配慮者のニーズには特に配慮します。



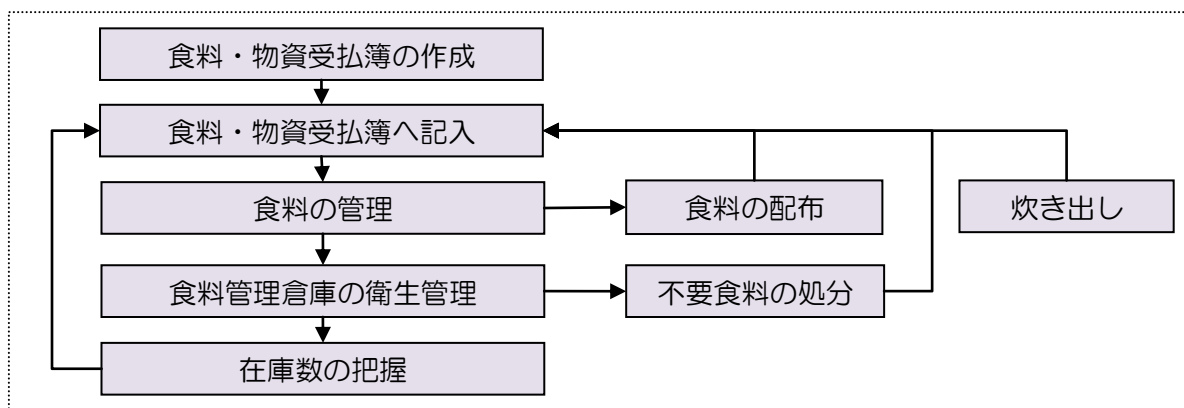
② 食料・物資の受入れ

- 食料物資が届いた際に、荷下し・搬入を行う当番をあらかじめ決めておきます。
- 施設管理班と協力し、直射日光の入らない冷暗所等に食料を保管するための専用スペースを事前に確保しておきます。
- 食料・物資を受入れる際には、品目別に食料・物資受払簿に記載します。



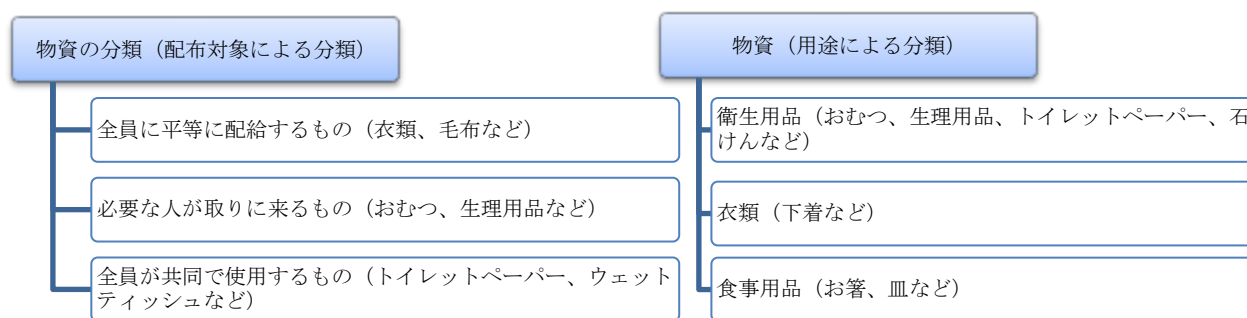
③ 食料の管理・配給

- 食料を保管する際は、賞味期限に注意し、外から一目でわかる箇所に記載しておき、賞味期限が過ぎた食料は廃棄します。
- 配給にあたっては、原則として、居住グループごとに行い、配給場所を設定し、そこに居住グループの代表者が受け取りに来るように依頼します。
- 食料が不足する場合は、避難所運営委員会で配分方法を決定しますが、まず要配慮者に優先的に配給します。
- 食料を配給した場合には、食料・物資受払簿に記載します。



④ 物資の管理・配布

- 物資の配布にあたっては、食料の配給に準じて行います。
- 物資を配布した場合は、下図を参考に、用途別等に分類整理し、食料・物資受払簿に記載します。
- 大量の不要物資がある場合は、その取扱いを町災害対策本部に報告し、指示を受けます。



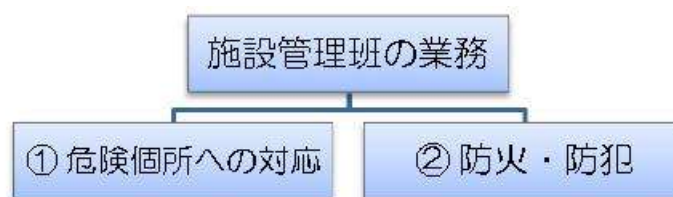
⑤ 炊き出し

- 炊き出しに必要な道具を確保します。（下表参照）
- 炊き出しに必要な人員を確保します。炊き出しは多大な労力を要するため、できるだけ避難者全員に呼びかけ一部の人に負担が集中しないように配慮する必要があります。
- 人手が足りない場合は、町災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請します。

炊き出しに必要な道具	
調理用熱源	薪、プロパンガス、コンロなど
調理器具	なべ、フライパン、炊飯器など
調理用具	包丁、まな板、おたま、菜箸
食器	皿、深皿、割りばし、スプーン（衛生状態が確保できない状況では、使い捨てが望ましい）

炊き出しを行う際の注意点	● 炊き出しは、必ず避難所運営委員会の了解を得たうえで実施する。 ● 炊き出しの実施、管理に際しては、避難者の中から調理師、栄養士などの有資格者を募り、事故のないように気を配る。 ● 調理は衛生的な場所で行う。 ● 加熱調理を原則とし、生ものは避ける。 ● 肉魚などの鮮度管理
--------------	--

5 施設管理班の業務



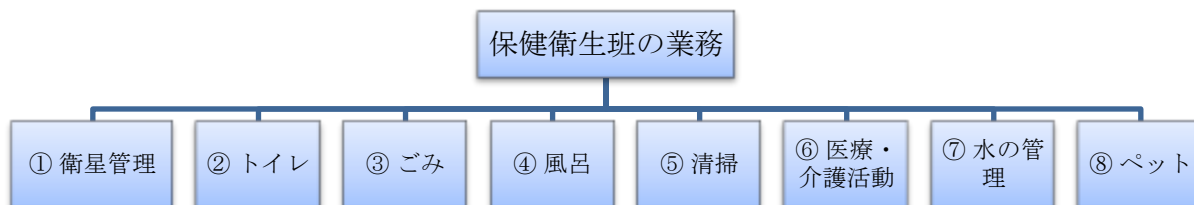
① 危険箇所への対応

危険箇所への 立ち入り制限	被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定などにより、危険と判定された箇所や危険と判断した場所については、立ち入り禁止とし、張り紙やロープを用いて表示します。
補修依頼	危険箇所については、ただちに町災害対策本部や施設管理者に補修などの対応を要請します。その際は、危険度や必要度に応じて、優先順位をつけて要請します。

② 防火・防犯

防火活動	- 基本的には室内は火気厳禁・禁煙とします。喫煙は定められた場所でのみ可能とします。 - 喫煙場所には灰皿、消火用バケツを用意し、吸い殻の処理や清掃は喫煙者自身に責任を持ってもらいます。 - ストーブなど生活に必要な火器使用については、火元責任者を定め、必ず消火器や消火バケツを備えてから使用するようにします。
防犯活動	- 災害後は被災地の治安が悪化することも懸念されるため、避難所内では当直体制をとり、定期的に巡回を行います。 - 警察と協力して避難所周辺の地域を巡回します。 - 防犯の観点から、避難者以外の居住空間への立ち入りを制限します。避難所入口付近に受付を設けて担当者を配置します。なお、受付業務は多岐にわたることから、町職員を含め、避難所運営委員会で担当者の調整を行って配置します。 - 避難所内での飲酒は原則禁止とします。 - 学校が避難所となっている場合は、児童生徒の学校生活に悪い影響を及ぼすと思われる行為などは、避難所運営委員会で、禁止・自粛の呼び掛け等について協議し、避難者に周知します。

6 保健衛生班の業務

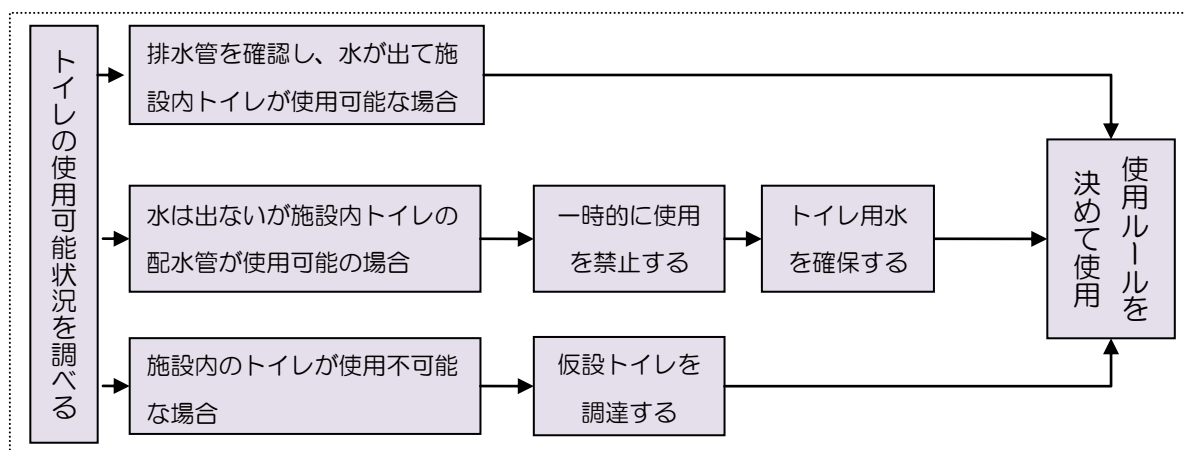


① 衛生管理

手洗いの徹底	● 手洗い用の消毒液を調達し、トイレなどに配備して手洗いを励行します。 ● 季節に応じては、施設内の必要箇所（調理スペースなど）を消毒します。
食品衛生管理	● 食器はできるだけ使い捨てを使用します。 ● 使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が利用したり、工夫して対応します。
感染症予防	● 定期的の手洗いうがいをを行い、避難者自身で予防対策を講じます。 ● マスクやうがい薬など予防のために必要なものは町災害対策本部に要請します。

② トイレ

- 施設内のトイレの使用可能状況を調べ、使用不可能な場合は、トイレの使用を禁止し、張り紙をして使用不可を避難者に知らせます。
- 断水等がある場合は、汚物を流すための用水を確保します。防災井戸がある場合はそれを利用します。
- トイレ用水が不足する場合は、トイレットペーパーをゴミ箱に捨てるなどの工夫をします。
- トイレが使用できない場合や避難者数に対して不足する場合は、仮設トイレの設置を町災害対策本部に要請します。その際、女性等のニーズを把握して要請個数を調整します。
- 仮設トイレを設置する際は次のことに注意します。
 - ☐ し尿収集運搬車の出入り可能な場所
 - ☐ 避難者が利用しやすい場所
 - ☐ 可能な限り夜間照明があるところ
 - ☐ 清掃用の水を確保しやすい場所



③ ごみ

ごみの集積場の設置	● ゴミの集積場は、次の要件にあった場所に設置します。 □ ごみ収集車が出入り可能な場所 □ 調理場所などの衛生に注意を払わなければならない箇所から離れた場所 □ 居住空間からある程度離れ、周期などが避けられる場所 □ 直射日光が入りにくく、屋根のある場所
ごみの収集・分別	● ごみ袋は居住グループ単位に配布し、分別収集を徹底します。 ● 炊き出しなどの共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に搬入します。 ● ごみ集積場は避難者全員の力で清潔に保つように努めます。

④ 風呂

仮設風呂・シャワーがない場合	● 仮設風呂などが設置されるまでの間、知人や親せき宅での入浴を奨励します。 ● 地域内の宿泊施設などの営業状況を把握し、避難者に利用を呼びかけます。 ● 災害ボランティアなどによる入浴ツアーの申し入れがあった場合には必要に応じて参加者を募ります。
避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合	【希望が多い時期】 ● 男女別に利用時間を設定し、居住グループ単位を基本に利用します。 ● 利用時間を 1 人 15～20 分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。 ● 入浴順については乳幼児を持つ母親からとするなどの配慮をします。 【希望者がある程度落ち着いた時期】 ● 利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者を受け付けます。 ● 利用時間は状況に応じて 30 分程度に延長します。

※共同で使う入浴施設の清掃は当番を決めて交代で行います。

⑤ 清掃

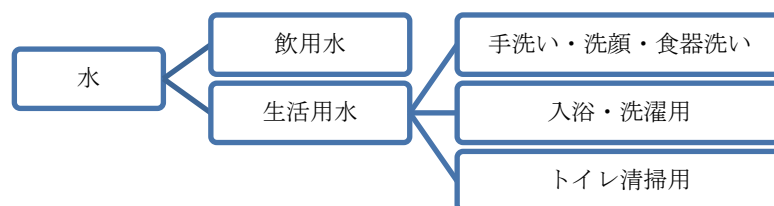
共有部分の清掃	● トイレ、入浴施設その他の共有部分については、居室グループを単位とした当番制度を作り、交代で清掃を実施します。 ● 当番に参加できる人とそうでない人が生じる場合がありますが、掃除当番以外の様々な仕事と組み合わせながら不公平が生じないようにします。
居室部分の清掃	● 居室ごとに、毎日一回の清掃時間を設け、換気と寝具を整えるなどの清掃を行います。 ● 清掃開始時間は、曜日に応じて時間を変えるなどして、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避ける工夫をします。 ● 作業の実施にあたっては要配慮者に配慮します。

⑥ 医療・介護活動

救護所の設置・開設	● 災害時にはすべての避難所に救護所が設置されるとは限りません。町災害対策本部が地域の被災状況などを勘案して救護所を開設します。
救護所や医療機関の情報を把握	● 避難所に救護所が設置されない場合には、地域内の医療機関の開設状況や、近隣避難所での開設状況について把握します。
避難所内に医務室開設	● 発災直後は、地域の病院や診療所などの機能がマヒしていることが考えられるため、避難所内に医務室を開設します。 ● 医務室で対応できない場合は、近隣の救護所や医療機関に移送します。 ● 避難者の中に医師や看護師がいる場合には協力を要請します。 ● 発災直後は、施設にある医薬品や衛生材料、避難者が持参したもので対応します。その後、避難所で必要となる医薬品や衛生材料の種類・数量を取りまとめ、町災害対策本部に要望します。
持病のある人など医療や介護を必要とする人	● 避難者のうち、持病のある人など医療や介護を必要とする人について、プライバシーに配慮しながら、次の情報を把握します。 ☐ 氏名 ☐ 年齢 ☐ 性別 ☐ 病名 ☐ 通常使用している薬 ☐ 通常のかかりつけ医師 ☐ 介護サービス利用状況 ☐ ケアマネージャー（事業所名など）
避難所生活が困難な人への対応	● 避難所内に寝たきりの高齢者など、避難行動要支援者がいる場合は、福祉避難所や病院への移送などを本人の希望を聞いて、町災害対策本部に要請します。
健康・こころのケア	● 被災者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内での簡単な体操やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。 ● 心的外傷後ストレス障害（PTSD）や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を町災害対策本部に要請します。
遺体の一時安置	● やむを得ず避難所に一時的に遺体を受入れる場合は、避難者と部屋を別にするなどの配慮をします。 ● この場合、町災害対策本部へ遺体に関する情報を報告し、移送が実施されるまでの間一時安置を行います。

⑦ 水の管理

- 災害時に水を確保することは非常に労力を要するため、避難者全員で協力して行います。
- 使用する水は、次のように用途に応じて区別します。



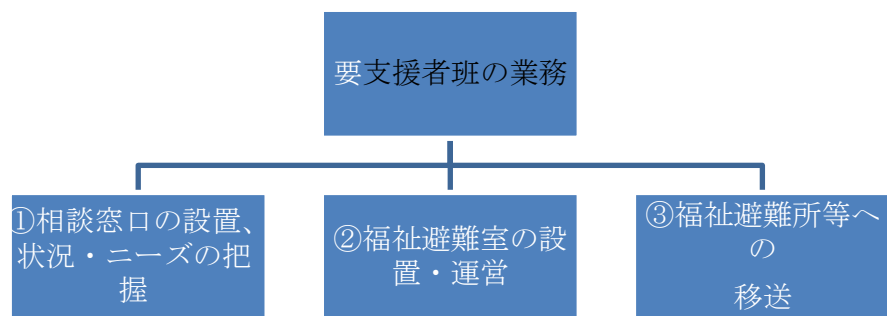
- 災害時には、入浴や洗濯等に利用する生活用水が不足することが予想されるため、避難所近隣で、災害時に活用できる井戸を確認します。ただし、普段飲食用に使っている井戸水でも地震等により水質が変化する可能性があるため、飲食用の利用は控えます。

飲用水	● 飲用水は、原則として避難者が持参したものや町防災備蓄倉庫の飲料水、給水車によるものを使用する。
洗顔、歯磨き、手・食器洗用水	● 給水車からの水を使用することを基本とする。 ● 水の保管は、蓋つきのポリバケツなどを使用し清潔に保つ。 ● 洗顔、手・食器洗いで使用した水は、トイレ用水として再利用する。
入浴、洗濯用水	● 防災井戸や湧水など、比較的正常な水を利用する。
トイレ・清掃用水	● 防災井戸、湧水、プール、河川などの水を用いることを原則とする。 ● トイレの前に貯水槽と処理用の小型バケツなどを用意する。

⑧ ペット

- 避難所では、様々な価値観を持つ人が共同で生活するため、ペットの飼育をめぐるトラブルの発生が予想されます。そのため、居室へのペットの持ち込みは禁止します。（盲導犬・聴導犬については配慮する。）
- ただし、施設に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合は、敷地内にペット専用のスペースを設けることを、避難所運営委員会で検討します。
- スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策のため、居住空間からなるべく離れた場所を設定し、避難者に配慮します。また、ペットの飼育については飼い主が全責任を持って管理し、次の内容を用紙に記入し衛生班に届け出ます。保健衛生班は次の避難所ペット登録台帳を作成します。
 - ☐ 飼育者の住所及び氏名
 - ☐ 動物の種類と数
 - ☐ 動物の特徴（性別・性格・毛色・登録番号）
 - ☐ ワクチン接種の有無

7 要支援者班の業務



① 相談窓口の設置、状況・ニーズの把握

- 要配慮者からの相談に対応する相談窓口を設置します。
- 女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮をします。
- 外国人に対しては、必要に応じて通訳ボランティアなどの派遣を町災害対策本部に要請します。
- 避難行動要支援者は、支援を要する内容が一人ひとり異なることから、それぞれの状況やニーズを把握するために、個別に避難行動要支援者報告書を作成します。この報告書は、全件、町災害対策本部に報告します。
- 避難所では対応できないニーズについては町災害対策本部に必要な支援を要請します。

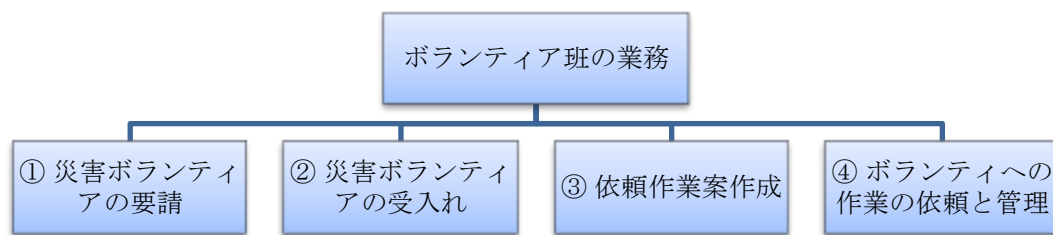
② 福祉避難室の設置・運営

- 避難行動要支援者の心身の状態を考慮し、医務室近くなどに必要な支援を行う福祉避難室を設置します。
- 設置に際してはバリアフリーを考慮し、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど必要な環境を整えます。併せて、排せつ介助スペースを確保します。
- 運営については、避難行動要支援者のニーズに対応するため、保健師、看護師、介助ボランティアなどの派遣を町災害対策本部に要請し、協力して行います。
- おむつなど介助に必要な物資についても町災害対策本部に要請します。

③ 福祉避難所への移送

- 避難行動要支援者の状態などに応じて、優先順位をつけて、町災害対策本部に移送を要請します。
- 状態により、介護保険関係施設や病院への緊急入所、緊急入院を要請します。

8 ボランティア班の業務



避難所の運営はあくまで避難者による自主運営が基本ですが、必要な作業の中で特に労力が必要な部分については、必要に応じて、町災害ボランティアセンターへ災害ボランティアの支援を要請します。

① 災害ボランティアの要請

- 災害ボランティアの要請にあたっては、主たる活動内容、活動時間、必要人員等を示して要請します。

② 災害ボランティアの受入れ

- 災害ボランティアは、町災害ボランティアセンターで登録を受けた災害ボランティアを受入れます。避難所を直接訪れた災害ボランティアについては窓口を紹介し、登録を行ってから活動していただきます。
- NPO法人、ボランティア団体等から支援活動の申し出があった場合も、同様に登録手続きを行うよう案内します。
- 災害ボランティア自身が飲食する食料飲料水等は、自前で調達することを原則とします。その旨を災害ボランティアに説明したうえで、食料飲料水を持参しているか確認し、持参していない場合、ボランティア活動の必要性等を勘案し、必要に応じて町災害対策本部や他のボランティア団体に相談します。
- 避難所内での災害ボランティアを受ける場合は、避難所の使用状況を把握し、ボランティア関係者の活動の拠点となるスペースを避難所内若しくは付近に確保できるか検討する。

③ 依頼作業案作成

- 災害ボランティアにどのような作業をしてもらうかは、町災害ボランティアセンターの登録情報を基に、避難所運営委員会で協議決定します。
- ボランティア班は、各活動班や居住グループリーダーに災害ボランティアに依頼したい作業内容をヒアリングし、とりまとめます。ヒアリング結果と町災害ボランティアセンター登録情報を照合し、避難所運営委員会会議の議案として「災害ボランティア依頼作業及び依頼先案」を作成します。なお、組織化された災害ボランティアの場合には、そのリーダーとの話し合いを行って決定します。
- 災害ボランティアへの具体的な作業指示は、活動班ごとに行います。

- 災害ボランティアの安全衛生には十分配慮し、長時間に及ぶ作業は行わないようにします。また、車輛の運転など、後に問題の発生するような作業は、できる限り依頼しないようにします。

④ ボランティアへの作業の依頼と管理

- 災害ボランティアの活動記録は、町災害ボランティアセンターで配布された用紙に災害ボランティアが記入し、町災害ボランティアセンターへ提出します。
- 避難所での代理受領はせず、町災害ボランティアセンターの指示に従います。

5章 空間配置・生活のルール

- 1 居住空間の管理
- 2 共有空間の管理
- 3 生活ルール

1 居住空間の管理

- 世帯ごとに区割りを行う前に、通路を確保します（ビニールテープ等で目印をする。）。
- 居室内の世帯同士の区画境界は、床に敷く敷物で区別します。
- 居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず面するように設定します。
- 通常は土足の施設でも、原則として入口で靴を脱ぐようにします。
- 要配慮者、男女のニーズの違いに配慮し、段ボール等を用いて、プライバシーの確保に努めます。
- 避難者の減少に伴い、居室の移動、居住グループの再編を行います（実施にあたっては避難所運営委員会で決定する。）。また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知するとともに、決定から、実施まで十分な期間を置きます。
- 電源コンセントの差し込み口のある壁面前は、各世帯のスペースとすると、携帯電話の充電の順番等のトラブルが発生するおそれがあるため、共有スペースとします。

2 共有空間の管理

避難所には居住空間のほかに、避難者が共同で使用する様々な空間が必要になります。

共有空間	留意事項	確認欄
避難所運営委員会室	● 発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営委員会室とし、町職員、施設管理者と連絡を密にとりながら対応策を講じる。	☐
情報掲示板	● 避難所内の人々に伝えるべき情報の張り紙などを行う。より多くの避難者の目に触れるように施設の入り口付近に設置する。 ● 夜間でも文字が読めるように、照明を近くに設置する。	☐
受付	● 避難所の入り口近くに設置する。	☐
仮設電話	● 避難所に特設公衆電話が設置された場合は、長電話や夜間の通話の自粛などのルールを設定して、避難者に周知徹底する。	☐
食料・物資置場	● 救援物資などを収納、管理するための場所を確保する。特に食料の保管場所については、生鮮食料品が届く可能性もあるため冷蔵庫を準備する。	☐
食料・物資の配給所	● 食料や物資を配給するための場所を設置する。 ● 天候に左右されないように、屋根のある場所に設置。屋外に設置する場合はテントを張って対応する。	☐
調理室	● 調理室（給食室）がある場合は、炊き出しに利用できるか避難所運営委員会で検討する。使用できない場合は調理場を設置する。	☐
医務室	● すべての避難所に救護所は設置されないため、施設の医務室を利用するなどして、応急活動ができる場所を設置する。	☐
福祉避難室	● 一般居住エリアでの生活が困難な避難行動要支援者のための居室を設ける。	☐

	● 医務室の近くなど、支援を行いやすく、室内のバリアフリー化を図ることができる場所に設置。排せつ介助のスペースも確保する。 ● 授乳や赤ちゃんの夜泣き対策のため、一般居住エリアと隔離した場所に部屋を設ける。	
更衣室	● プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣のための空間を確保する。	☐
給水場	● 設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とする。	☐
ペット飼育場	● 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、敷地の隅など屋外に飼育場を確保する。	☐
洗濯場 洗濯物干し場	● 一般の洗濯場、物干し場は、男女等を考慮し、場所に配慮する。女性の衣類の洗濯、物干し場所は、男性の目につかない場所を確保する。 ● 女性用の物干し場については、利用者が安心して利用できるよう、パトロールや監視係を置く。	☐
仮設トイレ	● 屋外に設置する。設置場所は居住空間から距離を置き、臭いなどの問題が起こらないように注意する。 ● 高齢者や障害者専用、バリアフリー対策をしたトイレを設ける。 ● 仮設トイレは男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定する。	☐
風呂	● 原則として屋外に設置する。場所については避難所運営委員会で検討し、混雑等が予想されるため、荷物等の一時保管場所を設置するなど安心して入浴等ができる環境の確保に努める。	☐
ごみ集積所	● ごみ収集車が近づきやすい位置に、ごみ集積場を設置する。 ● 分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分する。	☐
喫煙場所	● 非喫煙者への配慮や火元の管理のため屋外に設置する。	☐
駐車場	● 原則として、避難所内敷地への自家用車の乗り入れを禁止する。 ● ただし、発災直後の避難スペースが不足する場合には、一時的に車内で寝泊りをする場合などは認めることとする。その際も、緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所に限定する。	☐

3 生活ルール

多くの避難者が避難所で共同生活していくためのルールを設定する。

生活時間	起床時間：〇〇時〇〇分 消灯時間：〇〇時〇〇分 食事時間：朝食〇〇時〇〇分 昼食〇〇時〇〇分 夕食〇〇時〇〇分 避難所運営委員会：〇〇時〇〇分
生活空間の利用 方法	● 居住空間は、基本的に屋内とし、室内を保護世帯単位で区画を区切って使用し、その区画は世帯のスペースとして使用する。 ● 居住空間は土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管する。 ● 共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保する。 ● 来訪者の面会は共有空間や屋外で行う。 ● 屋内は禁煙とする。 ● ベットは居住空間に持ち込まないようにする。
食事	● 食料の配給は、居住グループ単位で行う。
清掃	● 世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行う。 ● 共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃する。 ● 避難者全員で使用する共有部分については、活動班の指示に従って、全員が協力して清掃する。

洗濯	● 洗濯は世帯や個人で行い、運営組織の活動としては行わない。 ● 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占はしない。
ごみ処理	● ごみは必ず分別する。 ● 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人が責任を持って共有のごみ集積場に搬入する。 ● 世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ集積場に搬入する。
プライバシーの確保	● 世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その占有する場所と考え、みだりに立ち入らないように周知する。 ● 居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用する。
携帯電話の使用	● 居室での携帯電話での通話は禁止。通話は屋外や定められたスペースでのみ可。居室ではマナーモードに設定し、他の避難者へ迷惑にならないようにする。 ● 携帯電話の充電で施設内の電源を使用する場合は、施設管理班の指示に従い、順番、充電時間を定めて行う。また、充電場所でのトラブルや充電中の盗難紛失を防止するため、充電場所の係を決めて、管理する。
火災防止	● 屋内での喫煙は厳禁。喫煙は定められたスペースのみ可。 ● 屋内でのストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行う。

その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜、避難所運営委員会で検討します。

参考資料

指定避難所の運営に関する連絡先

連絡先	電話番号	FAX
内子町災害対策本部(総務課)	(0893) 44-2111(代表) (0893) 44-6150(直通)	(0893) 44-4300
内子町役場 内子分庁	(0893) 44-2112	
内子町役場 小田支所	(0892) 52-3111	
大洲地区広域消防事務組合 消防本部(大洲消防署)	(0893) 24-0119	
内子消防署	(0893) 43-0119	
内子消防署 小田出張所	(0892) 52-3292	
大洲警察署	(0893) 25-1111	
大洲警察署 内子交番	(0893) 43-0110	
大洲警察署 大瀬駐在所	(0893) 47-0201	
大洲警察署 城廻駐在所	(0893) 43-1000	
大洲警察署 立山駐在所	(0893) 45-0101	
大洲警察署 平岡駐在所	(0893) 43-1357	
大洲警察署 小田駐在所	(0892) 52-2027	
大洲警察署 田渡駐在所	(089) 969-2300	

町内指定避難所リスト

○指定避難所施設一覧

1 内子地区

収 容 施 設	所 在 地	電 話 番 号	収容可能 人員
内子スポーツセンター	五百木 192 番地	(0893) 43-0136	670 人
内子自治センター	内子 3427 番地	(0893) 44-3073	840 人
内子小学校	内子 3147 番地	(0893) 44-2849	300 人
内子中学校	内子 2789 番地	(0893) 44-3155	670 人
愛媛県立内子高等学校	内子 3397 番地	(0893) 44-2105	520 人
六日市自治会館	内子 1500 番地	(0893) 43-0174	140 人
中央自治会館	内子 2395 番地	(0893) 43-3073	60 人
八日市自治会館	内子 2601 番地	(0893) 43-0257	70 人
畑中自治会館	内子 3359 番地	(0893) 43-1125	100 人
廿日市自治会館	内子 316 番地	(0893) 43-0325	60 人
第五自治会館	知清 470 番地 1	(0893) 43-0387	70 人
内子東自治センター	五百木 187 番地	(0893) 43-0136	650 人
和田自治会館	五百木 2263 番地 1	(0893) 47-0854	80 人
長田自治会館	五百木 4192 番地	(0893) 45-3234	260 人
うちこ福祉館	城廻 301 番地 1	(0893) 44-3410	170 人
大瀬小学校	大瀬中央 4567 番地	(0893) 47-0002	280 人
大瀬中学校	大瀬中央 5880 番地	(0893) 47-1141	380 人
元程内小学校	大瀬北 990 番地	—	820 人
大瀬自治センター	大瀬中央 4607 番地	(0893) 47-0102	310 人
程内自治会館	大瀬北 3107 番地 1	(0893) 47-0851	110 人
川登自治会館	大瀬東 3581 番地	(0893) 47-0858	150 人
池田自治会館	大瀬南 4584 番地	(0893) 47-0852	50 人
村前自治会館	大瀬南 590 番地 1	(0893) 47-0853	250 人
立川小学校	立山 1272 番地	(0893) 45-0301	260 人
立川自治会館	川中 1913 番地	(0893) 45-0851	240 人
石畳小学校	石畳 4631 番地	(0893) 43-1679	260 人
論田自治会館	河内 2545 番地 1	(0893) 43-0347	70 人
河内自治会館	河内 778 番地 1	(0893) 43-0170	160 人
石畳自治会館	石畳 4626 番地	(0893) 43-0337	70 人

2 五十崎地区

収 容 施 設	所 在 地	電 話 番 号	収容可能 人員
五十崎自治センター	平岡甲 185 番地 1	(0893) 43—1221	330 人
五十崎小学校	五十崎甲 1485 番地	(0893) 44—2024	260 人
五十崎龍王自治会館	五十崎甲 1350 番地 1	—	40 人
五十崎新町自治会館	五十崎甲 1303 番地 14	—	40 人
五十崎中央自治会館	五十崎甲 923 番地 2	—	20 人
神南自治会館	五十崎甲 297 番地 2	—	40 人
天神小学校	平岡甲 455 番地	(0893) 44—2219	460 人
五十崎中学校	平岡甲 1569 番地 9	(0893) 44—2329	0 人
五十崎体育館	平岡甲 682 番地 1	—	860 人
平岡自治会館	平岡甲 1186 番地 4	—	50 人
東沖自治会館	平岡甲 1895 番地 5	—	30 人
西沖自治会館	平岡甲 37 番地 1	—	60 人
柿原自治会館	平岡甲 2133 番地 1	—	40 人
重松自治会館	重松甲 836 番地 3	—	30 人
宿福自治会館	宿間甲 297 番地 1	—	50 人
元御祓小学校	只海甲 456 番地	—	210 人
御祓自治会館	北表甲 973 番地 7	—	60 人

3 小田地区

収 容 施 設	所 在 地	電 話 番 号	収容可能 人員
小田自治センター	寺村 251 番地第 3	(0892) 52-3117	180 人
元参川小学校	本川 3984 番地	—	250 人
参川地区体育館	中川 3356 番地	(0892) 52-2169	300 人
上川世善交流センター	上川 2875 番地	(0892) 52-2302	50 人
本川自治会館	本川 570 番地第 1	(0892) 52-2978	110 人
中川自治会館	中川 1651 番地	(0892) 52-2982	80 人
上川自治会館	上川 4070 番地	(0892) 52-2987	70 人
小田小学校	寺村 557 番地	(0892) 52-2318	250 人
小田中学校	寺村 557 番地	(0892) 52-2979	0 人
愛媛県立小田高等学校	寺村 978 番地	(0892) 52-2042	360 人
城の台公園体育館	小田 420 番地	(0892) 52-2020	1,090 人
立石自治会館	立石 936 番地	(0892) 52-2977	90 人
南山自治会館	南山 1199 番地	(0892) 52-2985	50 人
寺村自治会館	寺村 1077 番地	(0892) 52-2983	110 人
小田自治会館	小田 343 番地	(0892) 52-2960	130 人
平野自治会館	日野川 544 番地	(0892) 52-2984	110 人
立石交流施設	立石 1862 番地	—	90 人
元田渡小学校	上田渡 294 番地	—	270 人
吉野川自治会館	吉野川 59 番地	(0892) 52-2981	60 人
中田渡自治会館	中田渡 278 番地	(0892) 52-2986	160 人
上田渡自治会館	上田渡 805 番地 1	(089) 969-2051	70 人
臼杵自治会館	臼杵 3685 番地	(089) 969-2052	40 人

※学校の避難場所は、原則体育館です。

備蓄状況（平成 27 年 1 月 30 日現在）

	非常食セット （食分）	非常食用食器 （セット）	飲料水（本） 【0.5～2.0ℓ】	毛布（枚）
五十崎小学校	824	200	288	126
大 瀬（米蔵）	1,664	400	600	220
小田支所	2,656	400	912	100
内子東自治センター他	1,272	0	168	260
合計	6,416	1,000	1,968	706

第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

1 避難準備情報、避難の勧告・指示

町長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告等を行う。

(1) 避難準備情報、避難の勧告・指示の発令基準

避難の勧告等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、町長は、避難指示や避難勧告の発令、避難準備情報の提供について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や愛媛県・気象台が発令する「土砂災害警報情報」等を客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

避難準備情報	要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	暴風の来襲、断続的な大雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。 水位周知河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。
避難指示	暴風、大雨、洪水その他災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。 また、突然、災害発生の諸現象が現われたときは、避難勧告等の処置を経ず、直ちに避難指示の処置を行う。

(2) 避難勧告・指示等の実施責任者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、実施責任者は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難準備情報の提供、避難の勧告・指示をする。

なお、町長は、関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するとともに、その際には、要配慮者についても十分配慮する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
町 長	要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	防災基本計画
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。	災害対策基本法第60条第1項
知 事	災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第5項
警 察 官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	災害対策基本法第61条
警 察 官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

(3) 避難準備情報、避難の勧告・指示の内容

避難準備情報の提供、避難の勧告・指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

避難勧告発令時等の明示事項

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 要避難対象地域 | ④ 避難経路 |
| ② 避難先 | ⑤ 避難時の服装、携行品 |
| ③ 避難理由 | ⑥ 避難行動における注意事項 |

(4) 避難準備情報、避難の勧告・指示の伝達方法

ア 避難準備情報の提供、避難の勧告・指示を行った場合、直ちに該当地域住民に対して、サイレン、警鐘、町防災行政無線放送、広報車等実状に即したあらゆる方法による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、町は、帰宅困難者や旅行者に対する災害・避難情報の提供に努める。

なお、必要に応じ報道機関による広報について協力を要請する。

イ 避難のための立退きを勧告若しくは指示したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を南予地方局八幡浜支局を通じて県に報告するとともに、大洲警察署長に通報する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、南予地方局八幡浜支局を通じて県に報告する。

2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会等）の単位ごとに集団避難方法により、町職員、消防団員又は警察官の誘導のもと避難場所に避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難勧告等が発令された要避難地区で避難する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一時避難場所、避難収容施設へ避難する。

エ 一時避難場所へ避難した住民等は、当該一時避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て学校のグラウンド等へ避難する。

なお、町が発令する避難勧告等に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の勧告等に従うよう出来る限り説得に努める。

(2) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難誘導

避難誘導については、次の点に留意して行う。

ア 避難誘導は、町職員、消防団員、警察官等があたり、自主防災組織等の協力を得て行うものとするが、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制を図る。

なお、避難誘導にあたって、高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき、優先的に避難誘導を行う。

イ 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対して避難立退きにあたっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオなど）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

(5) 避難道路の確保

町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(6) 避難者の確認

ア 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。

イ 避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対しては、できる限り説得に努めるものとするが、なお説得に応じず、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

(7) 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両等により行う。

(8) 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、町単独では措置できないような場合、町長は、県災害対策本部に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

3 警戒区域の設定

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 警戒区域の設定権者

設 定 権 者	内 容 (要 件)	根 拠
町 長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
知 事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災害対策基本法第73条第1項
警 察 官	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自 衛 官	町長若しくは町長の委任を受けた町の吏員又は警察官がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保を主目的に設定	水防法第21条

(注) 警察官は消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。

イ 町長及び警察官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 注意事項

ア 町長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて町の吏員に委任することができる。

イ 警察官又は自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

ウ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。

エ 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

4 避難所の設置及び避難生活

町は収容を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、避難所の運営にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 避難所の開設

避難が必要になった場合、救助部救助班は直ちに職員を派遣して避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、町営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、協定を締結している施設の活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 開設予定避難所の安全性の把握

避難所開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が安全であるかどうか避難所管理職員が確認を行う。

ウ 設置場所

町は、資料編に掲げる施設に避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(ア) 山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

- a 学校、体育館、自治センター、自治会館等の公共建築物
- b あらかじめ協定した民間の建築物
- c 広域避難場所、一時避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設やゴルフ場施設等を確保する。

エ 福祉避難所の設置

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により次の施設を福祉避難所として開設し、避難行動要支援者を収容する。

また、状況によっては、旅館やホテル、民間賃貸住宅等を避難場所として借り上げるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難場所の確保に努める。

福祉避難所一覧

地区	施設名	所在地	電話番号
内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	(0893) 45—0141
五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	(0893) 43—1901
小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149—1	(0892) 52—3101

(3) 設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 避難所の運営

町は、自主防災組織や学校等避難所施設管理者の協力を得て避難所を運営する。

ア 避難所管理職員の派遣等

避難所を開設し避難者を収容したときは、避難所管理・運営担当の町職員を配置し、避難住民との連絡に当たらせる。

イ 避難状況の把握

避難所管理職員は、避難住民の人数等避難状況について速やかに把握し、災害対策本部へ連絡する。

ウ 給食、給水、生活必需品その他の物資の供給

収容人数等を速やかに把握し、高齢者等の人数など収容実態に応じて備蓄物資又は必要な物資等を調達し、避難者に支給する。

なお、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

エ 負傷者に対する医療救護

負傷者数、負傷の程度を把握して応急救護を行うとともに、必要により医療機関へ搬送し、救護所の設置を行う。

オ 避難行動要支援者への保健福祉サービスの提供

町は、避難行動要支援者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は避難行動要支援者に対しては開設した福祉避難所への移送に努める。

(5) 避難所運営上の配慮及び協力

- ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行う。避難生活の運営にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。
- イ 町は、避難所ごとに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難場所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- エ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、避難者が自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努める。
- オ 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- カ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- キ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努める。
- ク 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- ケ 避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

5 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに災害発生時の対応策を、日頃から定めておく。また、町や自主防災組織の指導・協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策

6 避難状況の報告

町長は、避難所を開設した場合には、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について南予地方局八幡浜支局を経由して県災害対策本部（災害警戒本部）をはじめ大洲警察署など関係機関に

連絡を行う。

また、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努め、県を通じて国等への報告を行うものとする。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

7 他市町村への避難者受入れの要請

町内に設置した避難所で、避難者の収容が困難な場合、県及び協定締結市町村に対して、避難者の受入を要請する。

8 他市町村からの避難者の受入れ

町は、県から他市町からの避難者の受入れの要請又は協定締結市町村からの避難者の受入れの要請を受けた場合、町営住宅や避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受入に努める。

9 災害救助法に基づく措置基準

避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

内子町避難所運営マニュアル

平成 26 年 3 月策定

平成 27 年 3 月修正

内 子 町

事務局 内子町総務課危機管理班

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168

電話 0893-44-2111（代）

0893-44-6150（直通）